

奥出雲町神楽社中を立ち上げます

神楽は、神話や伝承をもとに広く全国各地で演じられています。そして長い歴史の中で出雲神楽や石見神楽を始めとした様々な地方の暮らしや文化を融合し、今日に伝えられています。

その神楽の演目は『八岐大蛇退治』を始め「古事記」、「日本書紀」等に記された神話や伝説を題材としたものが多く、その主な舞台となっているのがまさにこの奥出雲の地です。

このたび合併を機に、神話の舞台である奥出雲町に「奥出雲町神楽社中」を立ち上げ、地域の活性化とふるさとの伝統文化の伝承を行うことにしました。

つきましては、下記のとおり団員を募集しますので町民の皆様の幅広いご参加をお願いします。

尚、運営の詳細は設立後に決定する予定です。

募集要項

年齢・性別・経験は問いません。（高校生以下は保護者の同意が必要です）

募集期間 10月20日（金）まで

申し込み及び問い合わせは、役場 政策企画課

電話 54 - 2523

情報 31 - 5252 まで

「再就職に向けての職業講習会」(2期)の開催について

(財)ふるさと島根定住財団では、厚生労働省島根労働局及び島根県の委託を受けて、県内居住者で、求職活動中の方を対象とした講習会を開催します。内容は、再就職活動に必要な知識や面接の練習など、効果的・効率的な求職技術を習得する機会を提供するものです。

開催日時・場所

地域	会場	開催日	申込締切	定員	開催場所
東部	出雲	10月30日(月) 31日(火)	10月25日(水)	30名	島根県立出雲高等技術校 (出雲市長浜町3057-11)
	松江	11月 1日(水) 2日(木)	10月27日(金)	30名	県松江合同庁舎 (松江市東津田町1741-1)

講習時間は午前10時から午後4時まで

申込等について

参加費は無料ですが、事前に申込が必要です。詳しくは、下記連絡先にお問合せください。

問合せ先

【東部】〒690 - 0003 松江市朝日町498-6松江駅前第一生命ビル3階

(財)ふるさと島根定住財団 求職活動援助推進室

TEL:0852 - 28 - 1322 FAX:0852 - 28 - 0692

飼えなくなった犬・ねこについて



犬・ねこは責任を持って一生飼うように努めましょう！

やむを得ず継続して飼うことができない場合は新しい飼い主を探して譲渡するよう努力しましょう！

繁殖を望まない場合は、不妊手術などの繁殖制限をしましょう！

愛護動物を捨てる事は犯罪になります。(罰金50万円以下)

飼えなくなった犬・ねこの引取り有料化のお知らせ

これまで、家庭で飼えなくなった飼い犬や飼いねこについては、無料で引取っていましたが、平成18年10月1日から、飼い犬・飼いねこを保健所が引取る場合には手数料が必要となります。

1 手数料の金額

犬とねこの引取り手数料は1頭(匹)あたり、

生後91日以上の場合は 2,000円

生後90日以下の場合は 400円

2 手数料の納入方法

島根県の「収入証紙」により、保健所の窓口へ納入してください。

(島根県収入証紙は、保健所内の食品衛生協会または山陰合同銀行等で扱っています。)

3 犬・ねこの引取りの窓口

保健所のみで行いますが、あらかじめ電話にて連絡をしてください。

引取りの理由を確認させていただき、引取り日時を決めます。

また、繁殖制限等の適正飼育についての指導・助言を行っています。

雲南保健所 衛生指導グループ

電話:0854 - 42 - 9667・9645

行政相談週間

10月16日～22日は「秋の行政相談週間」です。

皆さんは、毎日の暮らしの中で、道路、河川、農地、登記、福祉などの役所の仕事について、困っていることがある、納得がいけないことがある、制度や手続きを知りたい、どこに相談してよいか分からない、といったことはありませんか？行政相談員は、皆さまからの苦情や要望をお聞きしています。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

～奥出雲町の行政相談員～

安部 マユミさん 佐白278 TEL:54 - 1726

廣原 恒義さん 竹崎1274 TEL:52 - 0807(FAX兼)

土地取引の届出制度について

国土利用計画法により、一定面積()以上の取引(売買、交換等)をした場合は契約後2週間以内に取り引きした土地が所在する市役所または町村役場へ届出が必要です。

町内の土地の売買で届出が必要な面積は次のとおりです。

	対象自治会	面積要件
市街化区域内の土地	六日市、大市、角	2,000㎡以上
を除く 都市計画区域内の土地	三成地区(上高尾、尾白、下高尾、宇根を除く)、堅田 横田地区(記載自治会を除く)、八川本郷、土橋、 古市、川西	5,000㎡以上
都市計画区域外の土地	上記以外すべて	10,000㎡以上

(お問い合わせ先) 役場 政策企画課 電話 54-2523 情報 31-5253